

宇治労政ニュース

宇治市技能功労者表彰制度

この制度は、永く同一の職業に従事し、優れた技能を磨いてこられた方の功労をたたえることによって、技能水準の一層の向上を図るとともに、広く技能尊重の気運を高めることを目的として、昭和47年に制定されました。毎年11月23日（勤労感謝の日）に、宇治市長による表彰を行っています。

52回目を迎える今年度は、5職種5名の方々を宇治市技能功労者として表彰いたしました。

令和5年度 受賞者の皆様

| | |
|-------|---------|
| 調理職 | 梅原 正哉 様 |
| 電気工事職 | 勝山 茂樹 様 |
| 大工職 | 黒川 勇 様 |
| 製茶工職 | 吉田 勝治 様 |
| 建築塗装職 | 藤田 安藏 様 |

(年齢順)



令和5年11月23日 産業会館 多目的ホールにて

事業主のみなさまへ

労働保険の成立（加入）手続きは お済みですか

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。（農林水産の一部の事業は除きます。）

労災保険とは

労働者が業務上や通勤途上で事故にあった場合に必要な保険給付を行い、被災された労働者や遺族の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を行う保険制度です。また、失業の予防や雇用機会の増大等を図るための事業も行っています。

雇用保険の適用対象となる労働者を初めて雇用する場合は、成立（加入）手続とは別に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「事業所設置届」「雇用保険被保険者資格取得届」を提出しなければなりません。

未加入の事業主のみなさまは、次の点にご留意ください。

- ・再三の加入勧奨・手続指導をされたにもかかわらず、自主的に成立手続を行わない場合は、最終的な手段として、政府の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定が行われます。
- ・事業主が成立手続を行わない期間中に労働災害が発生した場合、遡って労働保険料を徴収されるほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部が費用徴収されます。

お問い合わせ 京都労働局 労働保険徴収課 電話 075-279-3220

または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所まで

京都労働局ホームページ（労働保険関係）

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hok

12月8日から うじの生活おうえんクーポン第2期販売開始！

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が長引く状況の中、市内事業者の売上向上及び生活者支援のため、プレミアム付きデジタルクーポン「うじの生活おうえんクーポン」を販売中ですが、購入可能セット数を各1セットから各2セットに拡大することになりました。プレミアム率最大40%のお得なクーポンです。スマートフォンをお持ちの方でしたら、どなたでもご購入できますのでぜひご利用ください。

- 【販売・利用期間】 2023年12月8日（金）10時～
2024年1月31日（水）*クーポン販売は売切次第終了
- 【販売額】 共通券1セット5,000円（使用額面6,500円）
個店券1セット5,000円（使用額面7,000円）
- 【購入対象数】 宇治市民（市内在住者を含む）、市内在学・在勤者
- 【購入可能セット数】 1人あたり各2セットまで
（第1期分を購入された方は合計最大各3セット）
- 【購入方法】 スマートフォンでLINEアプリ「うじの生活おうえんクーポン」
公式アカウントをお友達登録の上、クーポン購入
- 【取扱店舗】 宇治市ホームページに掲載中
- 【お問い合わせ】 うじの生活おうえんクーポンコールセンター
075-746-2992（平日9:30～17:30）
*年末年始休業12月29日（金）～1月3日（水）

詳細はうじの生活おうえんクーポン公式LINEおよび市ホームページでご案内しています。

こちらのQRコードからクーポンがご購入できます。↓

▼登録方法・操作方法について、不明な点がある方は、産業会館1階に専用窓口を設置（平日9:00～16:00）しておりますので、スマートフォンをお持ちの上、お気軽にお越しください。

（2023年10月2日（月）～2023年12月28日（木）
または売り切れるまでの早い方）
*年末年始休業12月29日（金）～1月3日（水）





必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

京都府最低賃金は令和5年10月6日から

時間額 **1,008**円 (40円引上げ)

①最低賃金制度とは？

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、セーフティネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。

なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定（産業別）最低賃金が定められている場合がありますので、当局HPをご確認下さい。

②使用者が最低賃金を支払っていない場合にはどうなるの？

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。（最低賃金法第40条）

なお、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

③最低賃金から除外される賃金はあるの？

最低賃金には、次の賃金は算入されません

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（貸与など）
- ③時間外・休日及び深夜手当（深夜割増賃金など）
- ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

④最低賃金の周知義務はあるの？

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。（最低賃金法第8条）